

令和2年度 公共事業関係予算・主な事業概要

令和2年4月



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

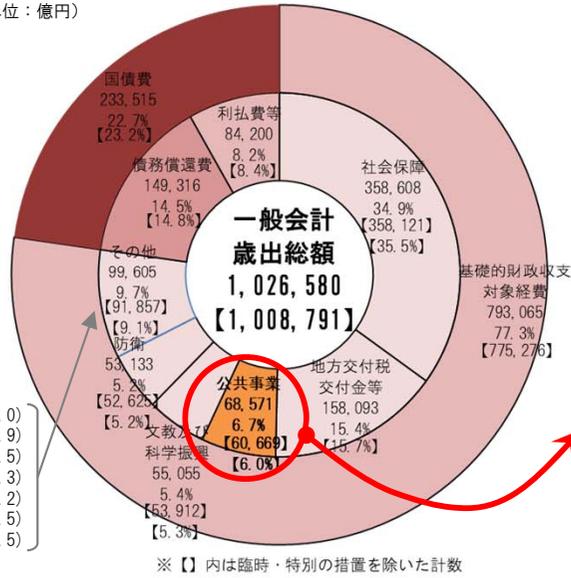
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和2年度 公共事業関係費（国全体）

- ・ 歳出総額に占める公共事業関係費の割合は6.0%（前年度当初予算時6.1%でほぼ同値）。
- ・ 公共事業関係費は、令和元年度当初予算額に対して73億円（0.1%）微増。
- ・ この他、「臨時・特別の措置」の公共事業関係費として7,902億円がある。

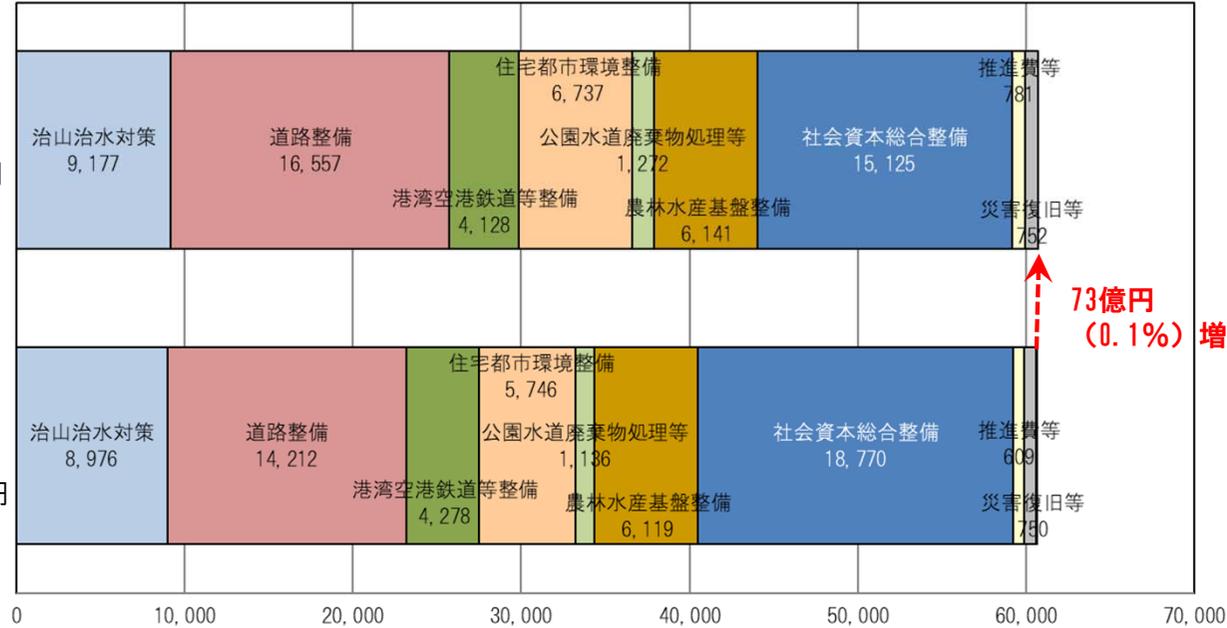
歳出内訳

（単位：億円）



令和2年度
60,669億円
(0.1%増)

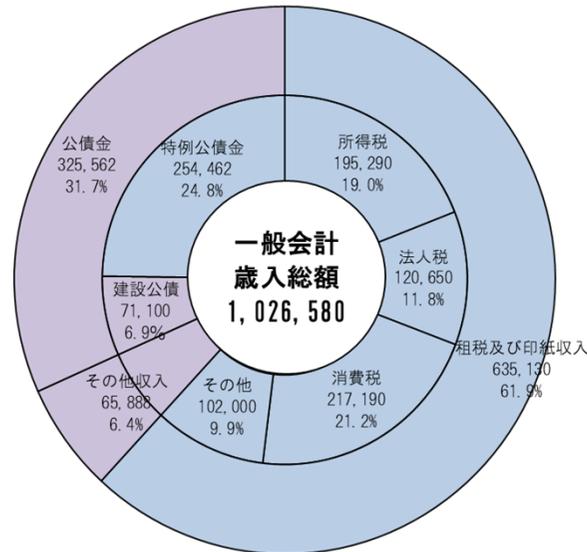
公共事業関係費(R1当初予算とR2当初予算の比較)



(注) 計数は四捨五入の関係で一致しないものがある。

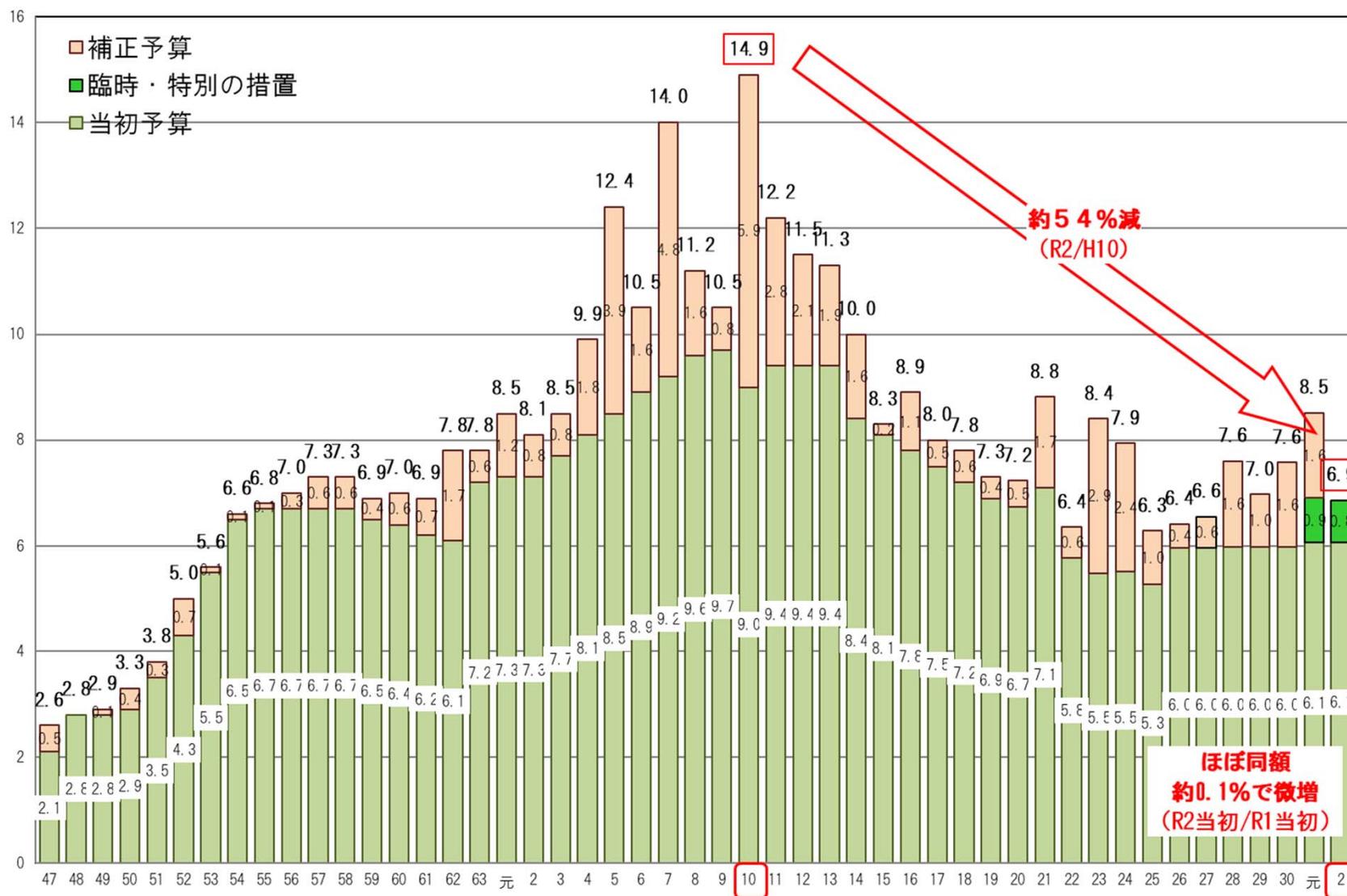
出典：令和2年度予算及び財政投融资計画の説明(R2.1 財務省)を基に整備局作成

歳入内訳



公共事業関係費（国全体）の推移

- ・平成10年度の14.9兆円をピークに年々減少傾向。令和2年度は約6.1兆円でピーク時(補正予算含む)の約56%。
- ・令和2年度予算は、対前年度比(R2当初/R1当初)ほぼ同額。



注) 平成23及び24年度は、地域自主戦略交付金(公共事業関係費相当分)を含む。
 平成25年度は、地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額6,395億円が含まれる。
 平成25年度は、国有林野事業特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金29億円を除く。東日本大震災復興特別会計(平成23年度は一般会計)のうち、全国防災対策費を含む。
 平成26年度は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(特会改革影響額)6,167億円を含む。

中国地方整備局の令和2年度予算

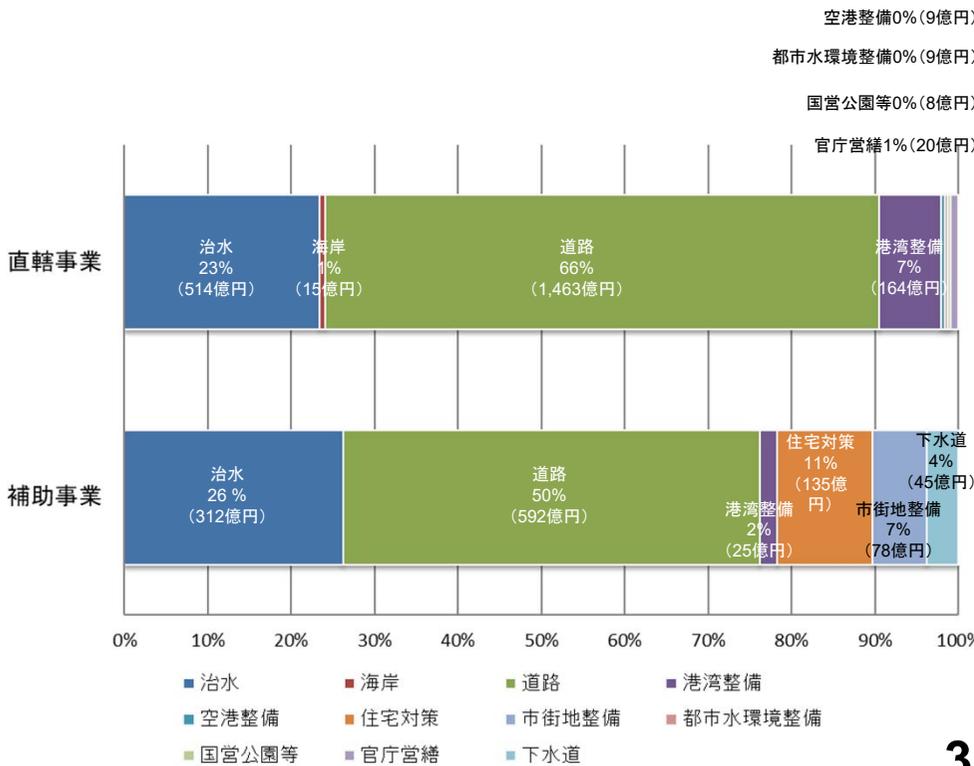
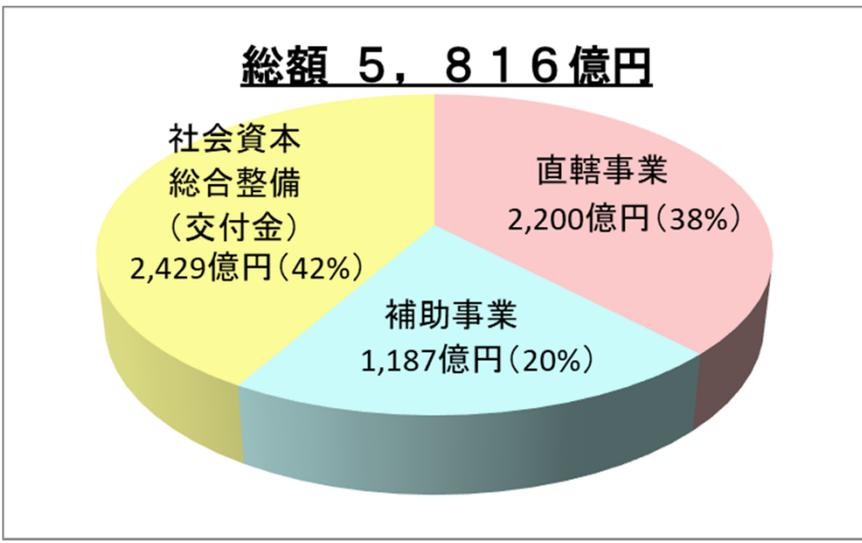
《配分方針》

- (1) 令和2年度国土交通省関係予算については、「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引き上げの加速」及び「豊かで暮らしやすい地域づくり」の4分野に重点化したところである。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も見据え、防災・減災が主流となる安全・安心な社会づくりを実現することとしている。
- (2) また、社会資本整備については、既存施設の計画的な維持管理・更新を図りつつ、将来の成長の基盤となり、安全で豊かな国民生活の実現に資する波及効果の大きな政策・プロジェクトを全国各地で戦略的かつ計画的に展開していく必要がある。
- (3) 以上のような点を踏まえ、一般公共事業等予算の配分に当たっては、
 - ・「水防災意識社会」の再構築に向けた水害対策や集中豪雨等に対応した総合的な土砂災害対策の推進
 - ・将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進
 - ・地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援（防災・安全交付金）
 - ・効率的な物流ネットワークの強化
 - ・国際バルク戦略港湾の機能強化
 - ・成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金）
 - ・人口減少等を見据えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成
 - ・若年・子育て世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保

などについて、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、配分を行う。

《予算の規模》

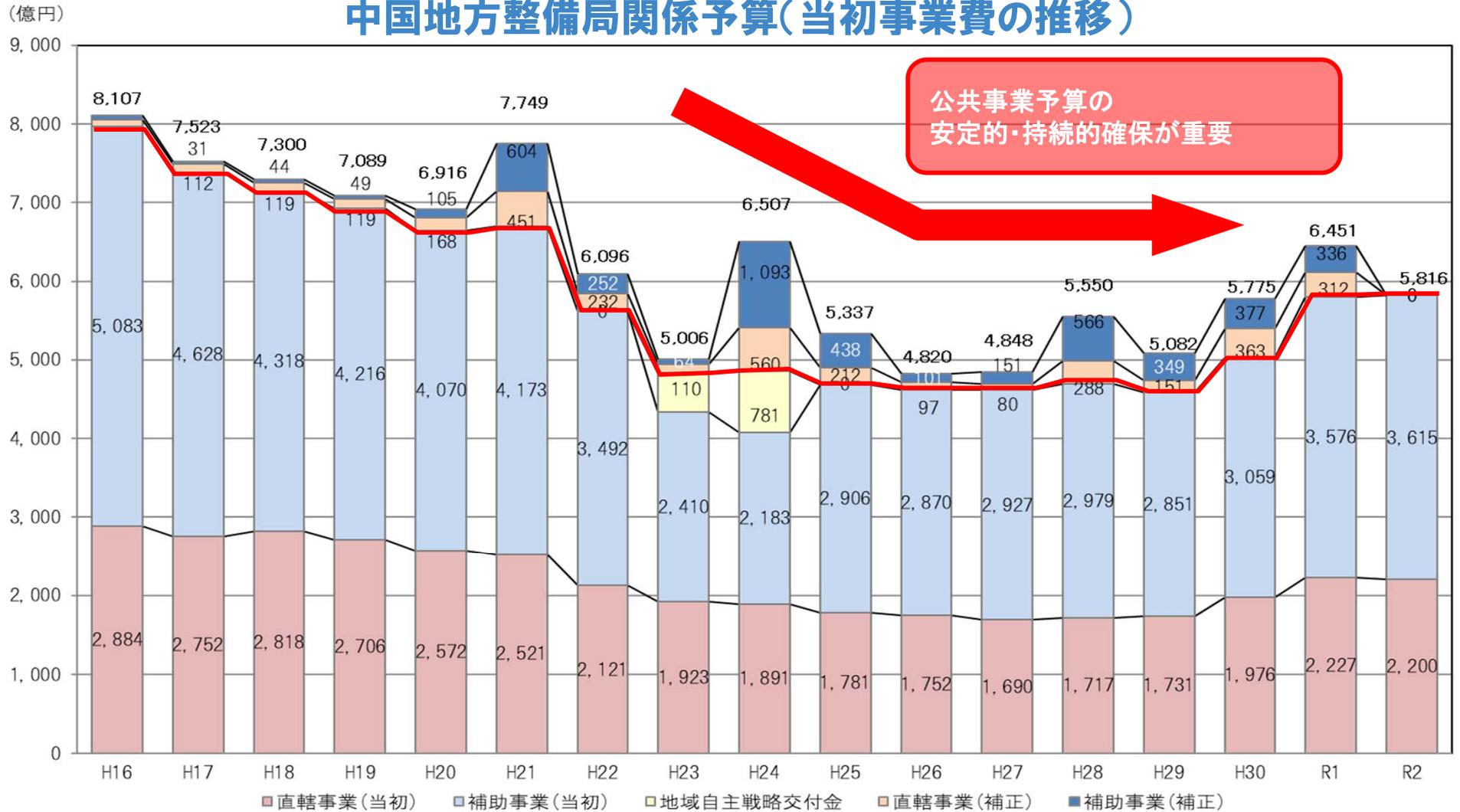
総事業費 5,816億円（前年比1.00倍）
 直轄事業費 2,200億円（前年比0.99倍）
 補助事業費 3,616億円（前年比1.01倍）
 （※補助事業費は社会資本総合整備を含む）



中国地方整備局の令和2年度予算

- ・ 令和2年度国土交通省関係予算については、「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引き上げの加速」及び「豊かで暮らしやすい地域づくり」の4分野に重点化するための経費を計上。
- ・ 特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も見据え、防災・減災が主流となる安全・安心な社会づくりを実現を図る。

中国地方整備局関係予算(当初事業費の推移)



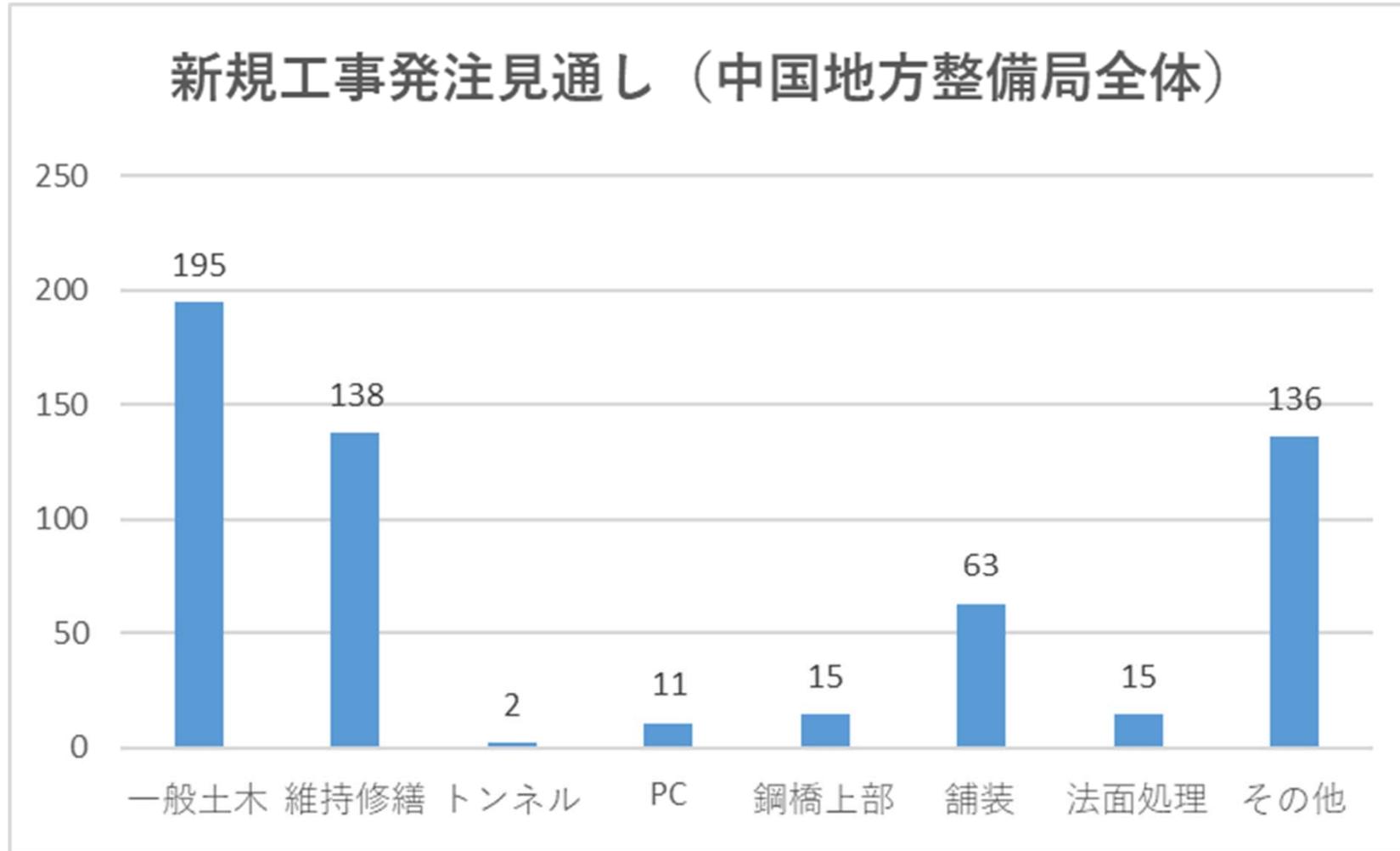
※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は配分国費をもとにした推計値である。

※補正額は「ゼロ国債」を含まない。

※当初額には以下の金額を含む。

H20: 地方道路整備臨時交付金 H21: 地域活力基盤創造交付金 H22: 経済危機対応・地域活性化予備費 H24: 経済危機対応・地域活性化予備費
H30: 道路関係保留解除、平成30年度7月豪雨関係予備費、高効率貨物取扱支援施設整備事業 R1: 高効率貨物取扱支援施設整備事業

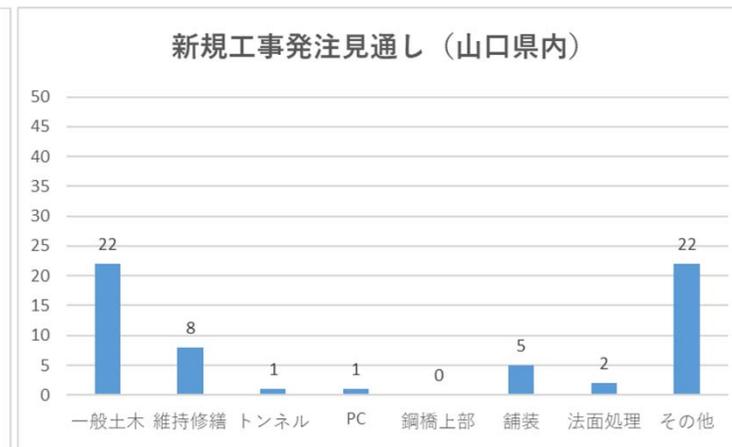
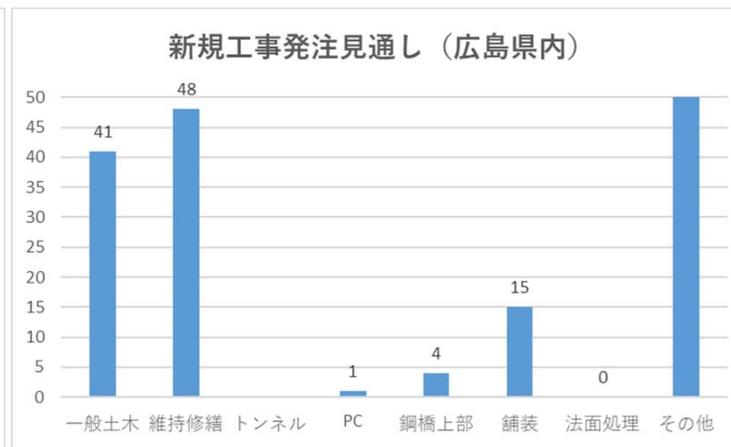
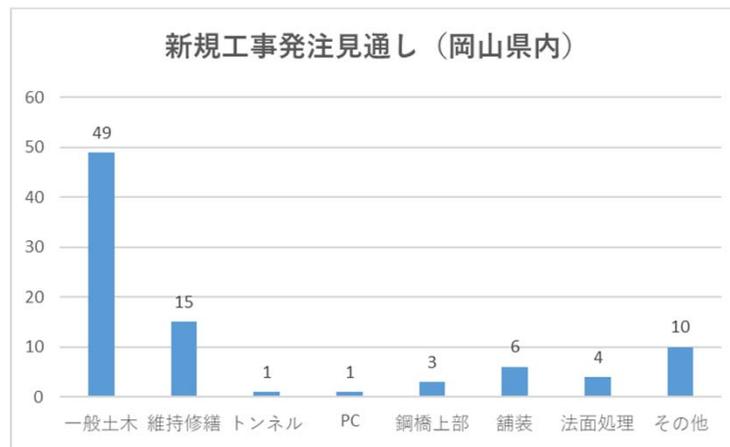
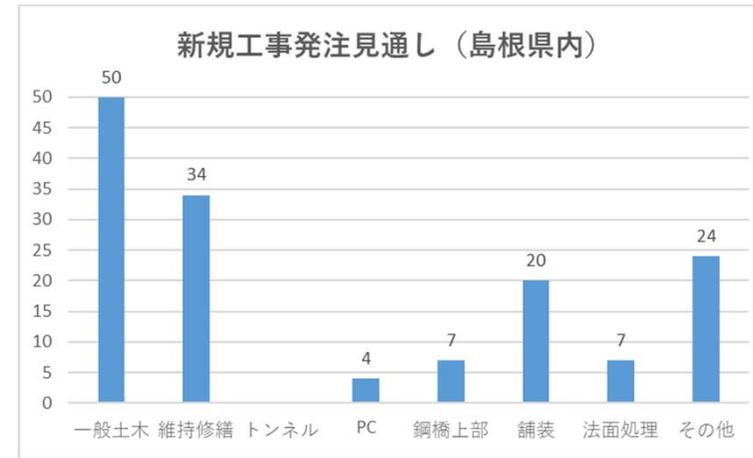
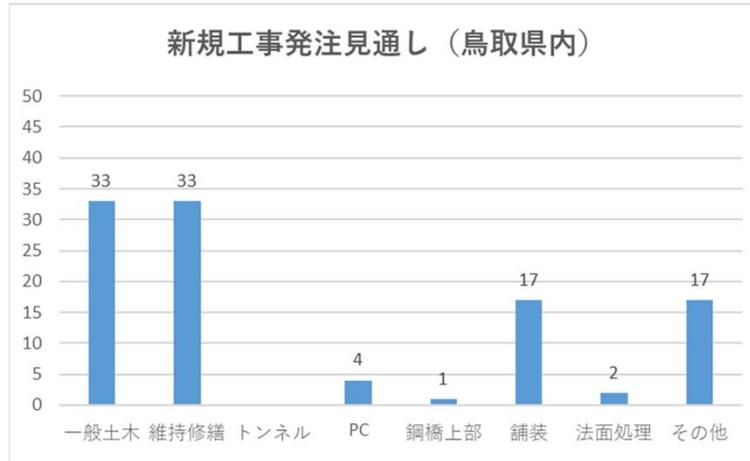
○令和2年度の新規工事発注見通し(4月1日以降契約締結予定、港湾空港部関係は除く)は、約580件を予定している。(公表済分)



出典:中国地方整備局記者発表資料

1. 工事件数は「令和2年度早期発注見通し」「令和2年度発注見通しの公表について(令和2年度4月以降)」によるものである。
2. 工事件数は、発表時点での見込み数であり、今後、工事件数が変更となる場合がある。
3. 工種の「その他」には、河川しゅうせつ、造園、塗装、建築、木造建築、機械設備、通信設備、電気設備、受変電設備、暖冷房衛生を含んでいる。

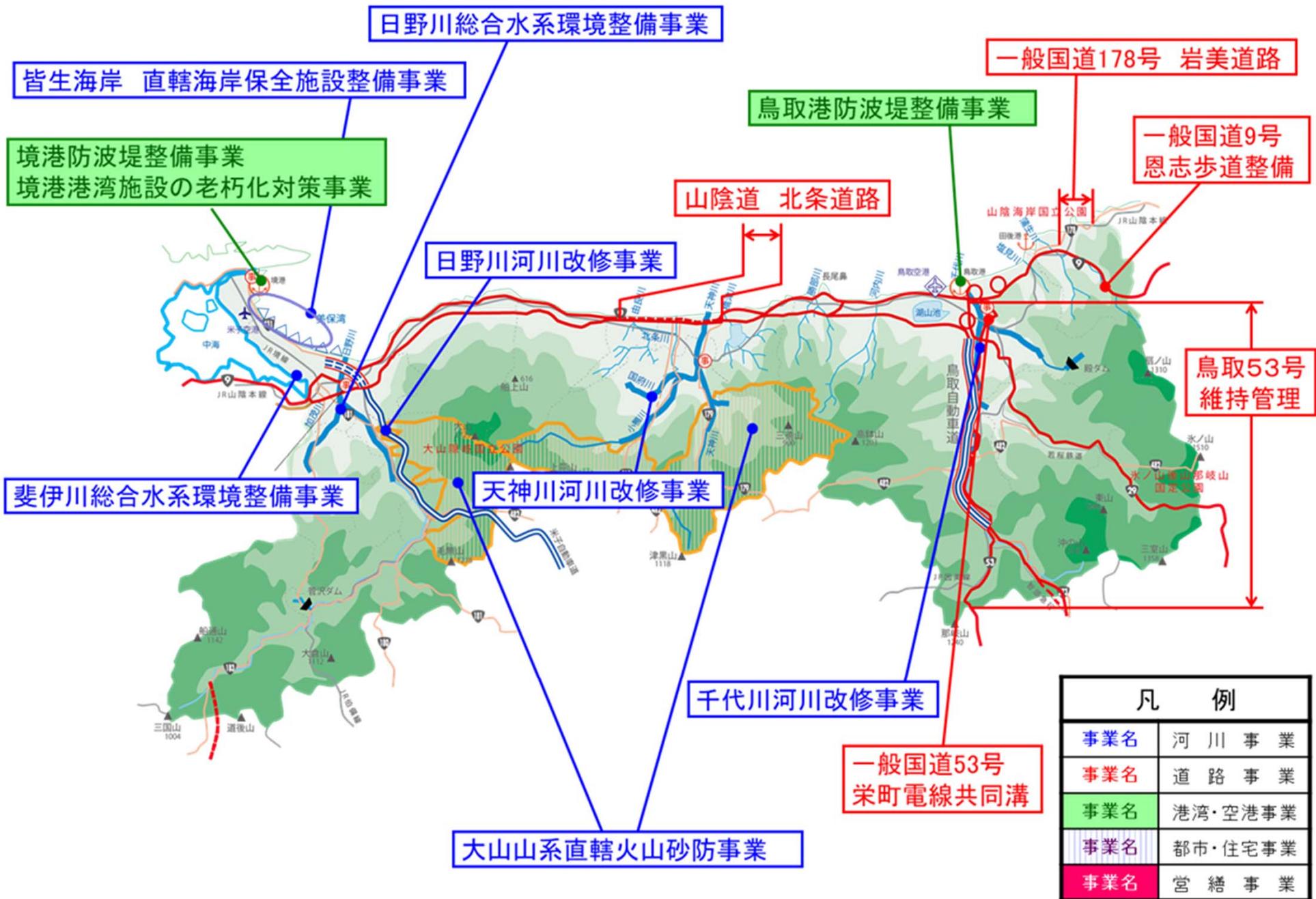
○令和2年度の新規工事発注見通し(4月1日以降契約締結予定、港湾空港部関係は除く)は、約580件を予定している。(公表済分)



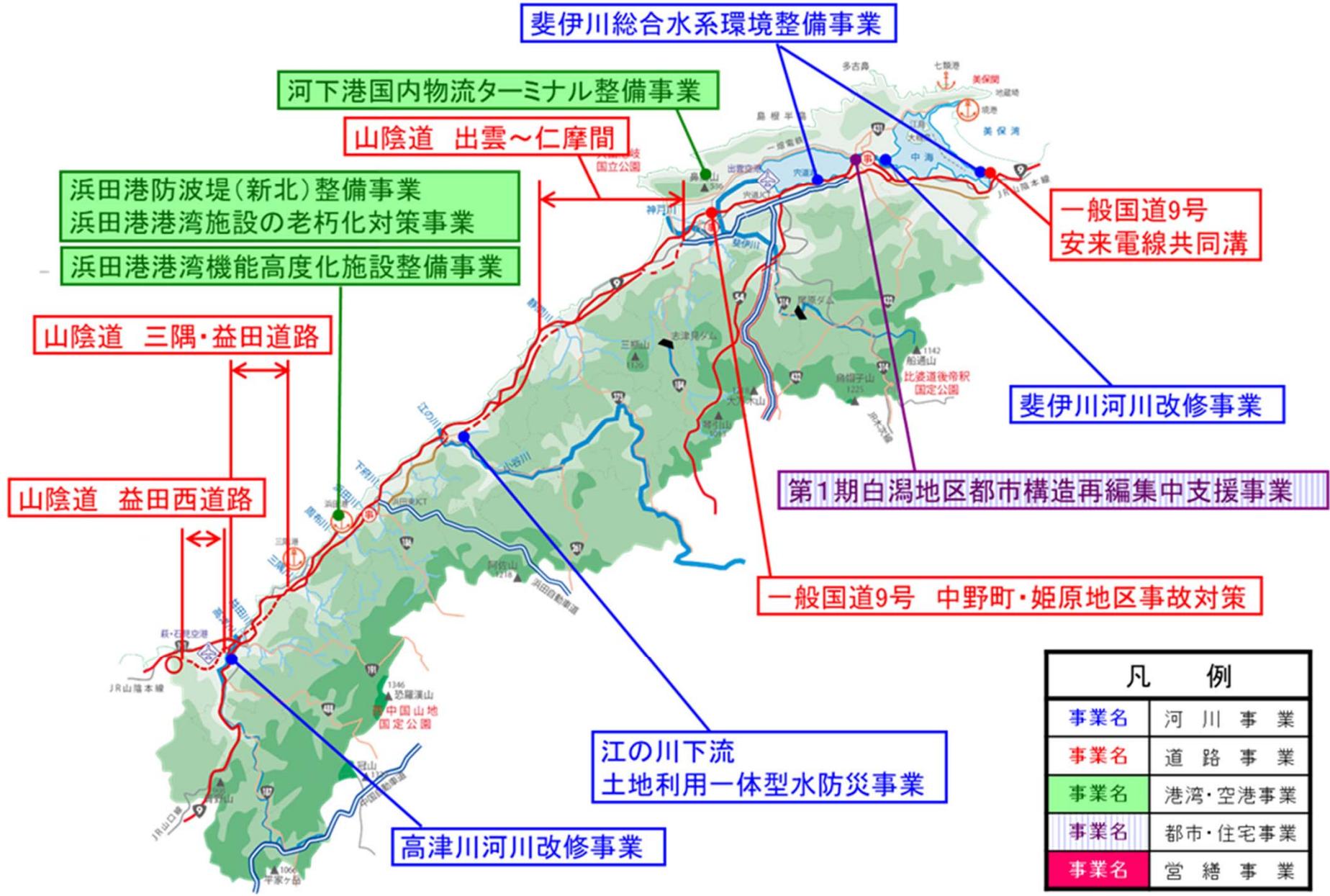
出典: 中国地方整備局記者発表資料

1. 工事件数は「令和2年度早期発注見通し」「令和2年度発注見通しの公表について(令和2年度4月以降)」によるものである。
2. 工事件数は、発表時点での見込み数であり、今後、工事件数が変更となる場合がある。
3. 工種の「その他」には、河川しゅうせつ、造園、塗装、建築、木造建築、機械設備、通信設備、電気設備、受変電設備、暖冷房衛生を含んでいる。

主要事業箇所【鳥取県】

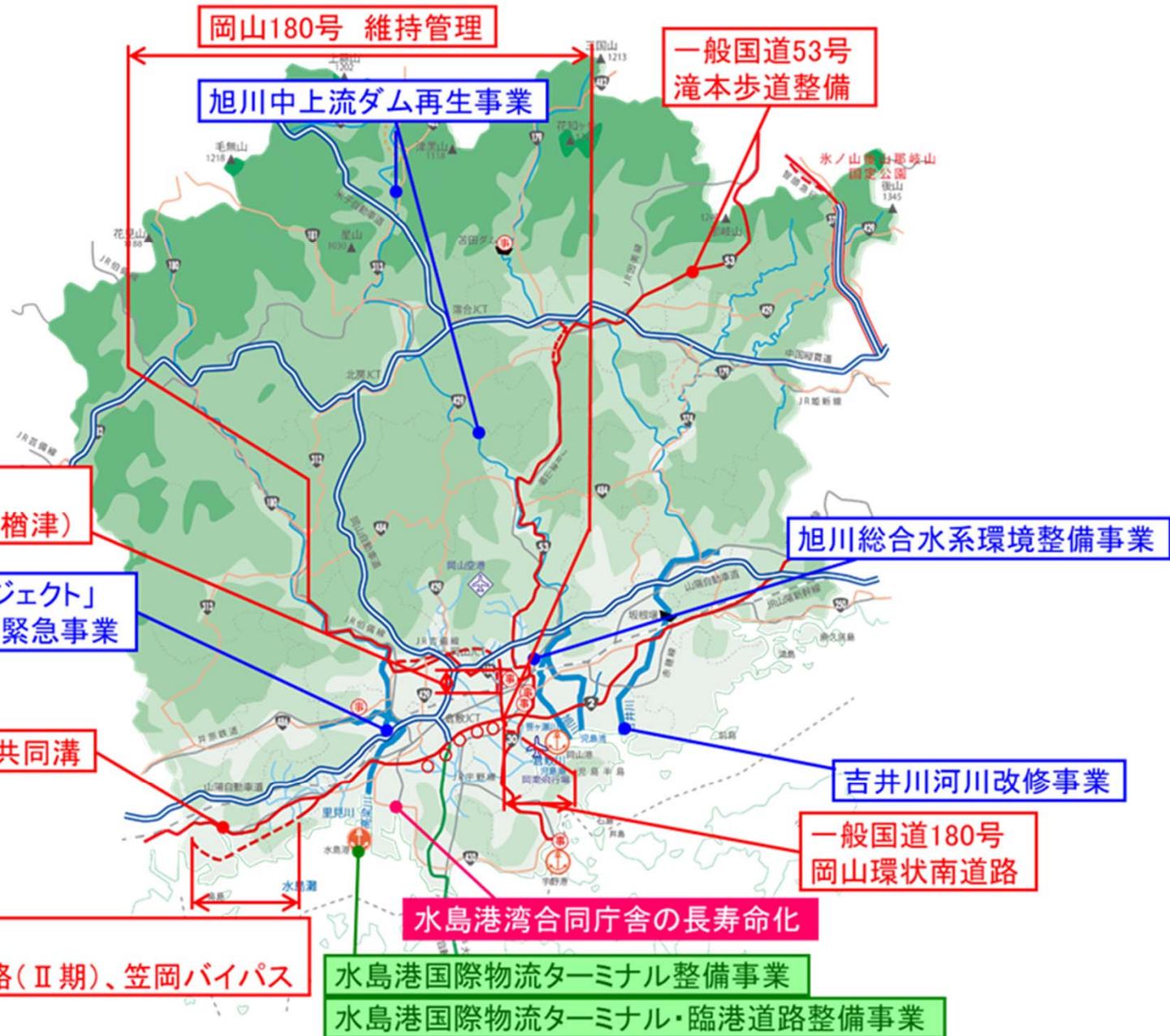


凡 例	
事業名	河川事業
事業名	道路事業
事業名	港湾・空港事業
事業名	都市・住宅事業
事業名	営繕事業



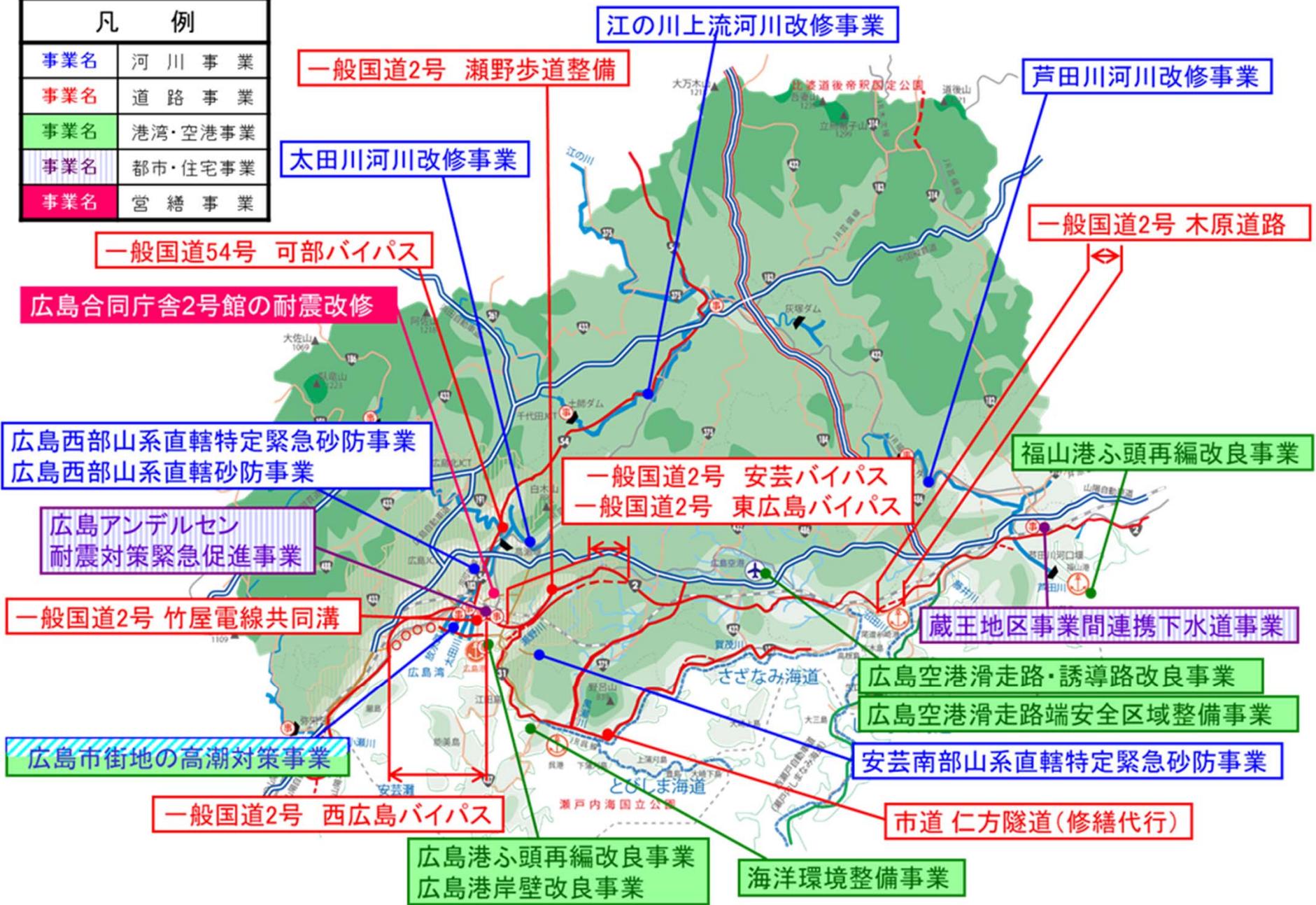
主要事業箇所【岡山県】

凡 例	
事業名	河川事業
事業名	道路事業
事業名	港湾・空港事業
事業名	都市・住宅事業
事業名	宮繕事業

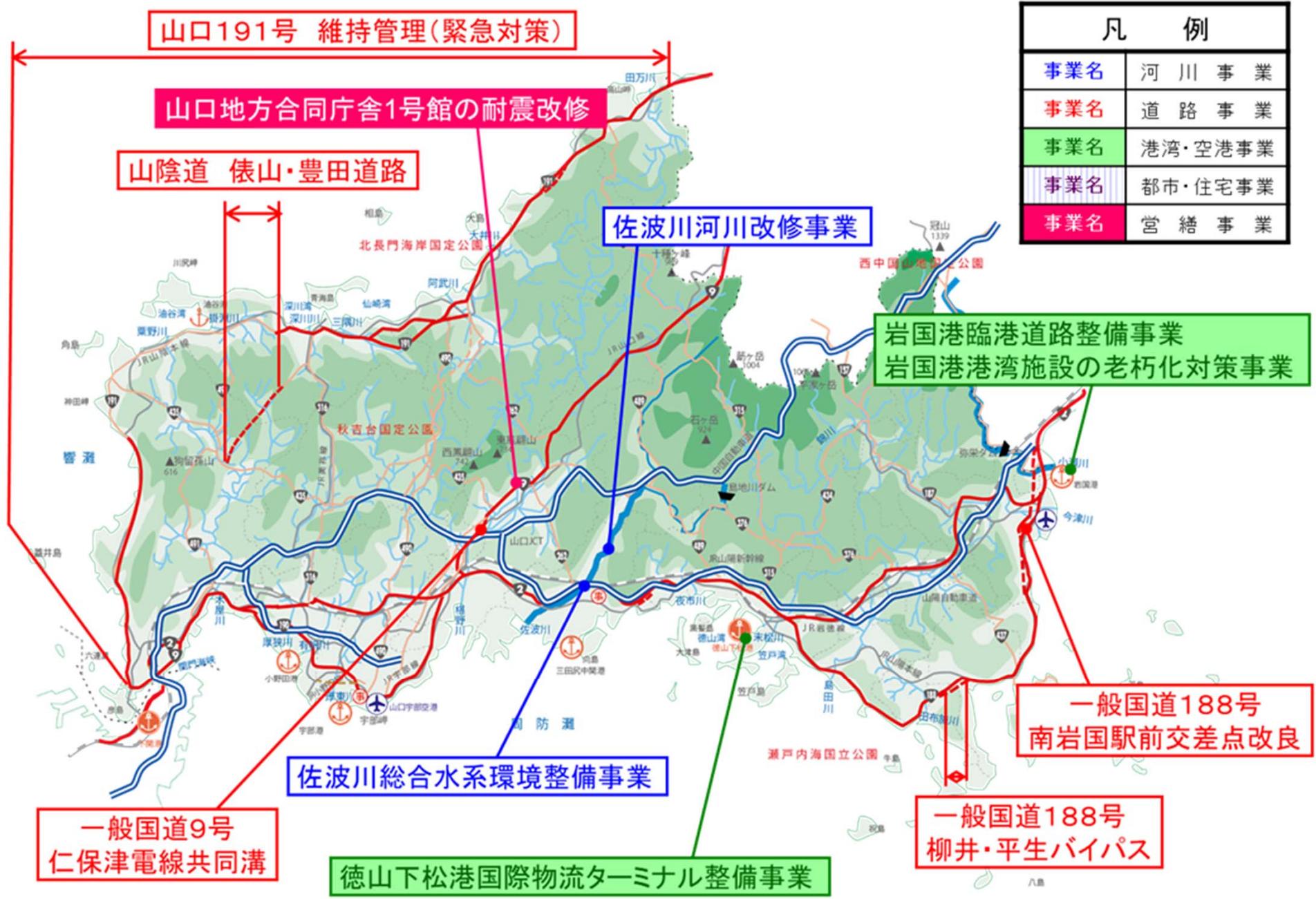


主要事業箇所【広島県】

凡 例	
事業名	河川事業
事業名	道路事業
事業名	港湾・空港事業
事業名	都市・住宅事業
事業名	営繕事業



主要事業箇所【山口県】



凡 例	
事業名	河川事業
事業名	道路事業
事業名	港湾・空港事業
事業名	都市・住宅事業
事業名	営繕事業

山口191号 維持管理(緊急対策)

山口地方合同庁舎1号館の耐震改修

山陰道 俵山・豊田道路

佐波川河川改修事業

岩国港臨港道路整備事業
岩国港港湾施設の老朽化対策事業

一般国道188号
南岩国駅前交差点改良

一般国道188号
柳井・平生バイパス

一般国道9号
仁保津電線共同溝

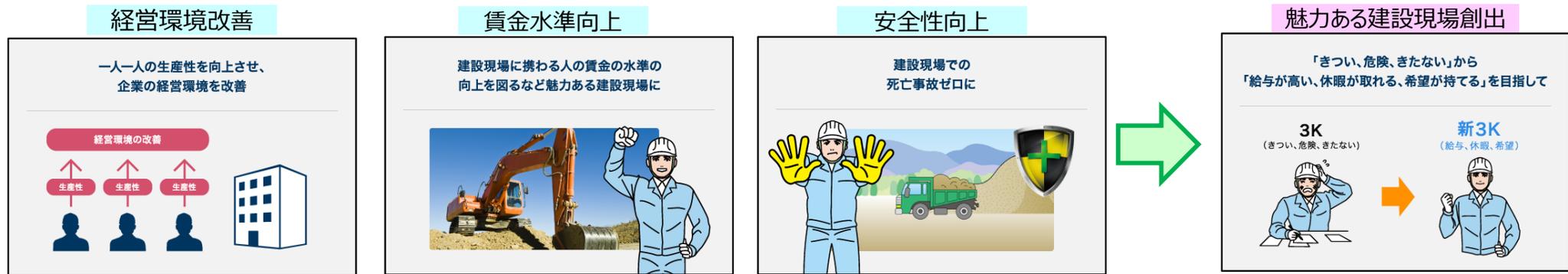
佐波川総合水系環境整備事業

徳山下松港国際物流ターミナル整備事業

■ 整備局としてi-Constructionを実施する目的

○整備局では建設現場の生産性向上に向けて、測量・設計から、施工、さらに管理にいたる全プロセスにおいて、情報化を前提とした「i-Construction」を2016年度より取り組んでいる。

○i-Constructionに取り組むことにより、一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場を目指す。（2015.11.24石井国交大臣会見より）



出典：株式会社建設システムWE Bサイト

■ 2020年度 中国地方のi-Construction推進計画策定にあたって

◇ 2019年度の取り組みを踏まえ、

- 新たに「平準化の促進」を追加
- 生産性向上として建設生産プロセス全体においてICTに係る6つの項目に取り組む
- 働き方改革として工事・業務の効率的な実施に係る5つ項目に取り組む

『2つの柱11の取り組み』を戦略的に実施

柱	取組項目	2019年度	2020年度
生産性向上	①ICT活用工事の拡大	<input type="checkbox"/> 中国LightICT各事務所で試行 <input type="checkbox"/> 小型ICT建機の活用各事務所で試行	拡大 <input type="checkbox"/> ICT対象工事の拡大 <input type="checkbox"/> 中国 Light ICTの活用拡大 <input type="checkbox"/> 小型ICT建機の活用促進 <input type="checkbox"/> 適正な予定価格の設定
	②ICT複数工種活用モデル工事の拡充	<input type="checkbox"/> モデル工事で試行	拡大 <input type="checkbox"/> ICT複数工種活用モデル工事の拡充 <input type="checkbox"/> R2年度新規追加工種の拡充
	③未経験企業へのICT活用工事の普及	<input type="checkbox"/> インセンティブの導入 <input type="checkbox"/> ICT活用証明書の導入 <input type="checkbox"/> ICTサポートの導入 <input type="checkbox"/> 中国i-Construction表彰の導入 <input type="checkbox"/> ICT活用技術の啓発	拡大 <input type="checkbox"/> ICT実施企業へのインセンティブ等の拡充 <input type="checkbox"/> ICT活用証明書の継続 <input type="checkbox"/> 中国ICTサポートの拡充 <input type="checkbox"/> 中国版i-Con表彰制度の継続 <input type="checkbox"/> サポート事務所等によるICTの活用啓発
	④地方公共団体でのICT活用工事の拡大	<input type="checkbox"/> 各県推進連絡会の活性化	拡大 <input type="checkbox"/> 5県2市における取り組みの明確化と共有 <input type="checkbox"/> 各県での3次元CAD基礎講習会等の開催 <input type="checkbox"/> サポート事務所等による積極的な支援
	⑤BIM/CIM業務・工事とフロントローディングの活用拡大	<input type="checkbox"/> 大規模構造物等でBIM/CIMを継続 <input type="checkbox"/> 土エフロントローディング試行拡大	拡大 <input type="checkbox"/> BIM/CIMを導入するモデル事業の追加 <input type="checkbox"/> BIM/CIM活用業務・工事の拡充 <input type="checkbox"/> フロントローディングの活用拡大
	⑥ICTを活用した事業執行の効率化	<input type="checkbox"/> 河川、道路、港湾の管理に活用	継続 <input type="checkbox"/> UAV等を活用した事業管理・予防保全の効率化 <input type="checkbox"/> 3次元CAD等の活用環境の計画的整備
働き方改革	⑦平準化の更なる促進	—	新規 <input type="checkbox"/> 直轄業務・工事の平準化の推進 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の平準化推進への支援
	⑧週休2日の普及	<input type="checkbox"/> 試行率：目標70% <input type="checkbox"/> 試行率79%	拡大 <input type="checkbox"/> 直轄工事の実施率向上 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の取り組み拡大への支援
	⑨工事書類の簡素化	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の書類標準化の普及支援 <input type="checkbox"/> 直轄工事の書類簡素化の推進 <input type="checkbox"/> 長期保証工事の段階確認の簡素化推進	継続 <input type="checkbox"/> 直轄と地方公共団体の工事関係書類の標準化推進 <input type="checkbox"/> 検査書類限定型工事検査の推進 <input type="checkbox"/> 直轄工事の書類の簡素化の推進
	⑩ウィークリースタンスの徹底	<input type="checkbox"/> 整備局業務におけるウィークリースタンスの実施検証 <input type="checkbox"/> 地方公共団体への普及支援	拡大 <input type="checkbox"/> 直轄業務における更なる徹底 <input type="checkbox"/> 直轄工事への導入 <input type="checkbox"/> 相談窓口の開設 <input type="checkbox"/> 地方公共団体への普及支援
	⑪ICTの活用による移動時間等の削減	<input type="checkbox"/> 各事務所で実施	拡大 <input type="checkbox"/> WEB会議の推進 <input type="checkbox"/> 工事監督における遠隔現場臨場の実施

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布） ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

- ①目的と基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**
基本理念を実現するため
- ②発注者責務の明確化：**予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等**
- ③多様な入札契約制度の導入・活用：**事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）**
- 公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- 建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）**
- 適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化

持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

新たな指標の設定方針

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根拠 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「新たな全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

**4月上旬～ 全国統一指標の運用開始
地域独自指標の検討開始**

- 全国統一指標について、現状の把握を実施
- 発注者協議会等にて地域独自指標の議論を実施

**5月25日 中国ブロック発注者協議会(委員会)の開催
中国独自指標(案)提示**

**9月～10月 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催
中国独自指標決定 令和3年度から運用開始**

